

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第4号
事故等種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成26年11月11日 04時19分ごろ
発生場所	香川県土庄町豊島北方沖 大蛭島灯台から真方位090° 4,080m付近 (概位 北緯34° 30.74' 東経134° 03.62')
事故等調査の経過	平成27年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視艇 せとかぜ、24トン
船舶番号、船舶所有者等	133856、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 枠ロープ2本が切断、2本が擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、早朝漁業取締りのため、船長が、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、機関長を機関操作及び見張りに、航海士補をレーダー監視及び見張りに、機関士補を見張りにそれぞれつけ、約21ノットの対地速力で手動操舵により豊島北西方沖を東進した。</p> <p>船長は、航海士補から「豊島北方沖の団子瀬に設置されたのり養殖施設」（以下「本件養殖施設」という。）の南方を通過できる旨の報告を受けたので、本件養殖施設の南東方となる豊島北東方沖に設置された唐櫃沖ののり養殖施設の場所を双眼鏡で確認しながら航行を続けた。</p> <p>船長は、右舷船首方約100mに本件養殖施設の標識灯を認め、レーダー画面を見たが、海面反射で本件養殖施設の映像を識別することができず、再び前方を見たところ、同標識灯が約10mに接近していたので、機関を中立にし、左舵一杯を取ったが、平成26年11月11日04時19分ごろ、本船は、本件養殖施設に乗り入れた。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故の通報を行った。</p> <p>本船は、プロペラシャフトにのり網枠のロープが絡み、自力で脱出できなかったため、のり網業者の作業船によって、のり養殖施設から引き出された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 北北東流約2ノット

<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約1.2m、船尾約1.5mであった。</p> <p>船長は、レーダー画面のレンジを1.5海里（M）と3Mに適宜切り替えて使用していたが、海面反射で同画面の映りが悪かった。</p> <p>本船には、操舵室前方上部にGPSプロッターが装備され、本事故時、3Mレンジとして使用されていた。</p> <p>本件養殖施設は、南北方向の長さが約500m、東西方向の長さが約1,200m四方の区画で、南北方向には、北端及び南端を含め4箇所、次の標識灯が設置されていた。</p> <p>水面上の高さ 2.34m</p> <p>光達距離 10.5km</p> <p>灯色 黄色</p> <p>灯質 4秒1閃</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、豊島北西方沖を東進中、船長が、レーダーで豊島北東方沖に設置された養殖施設の場所を確認することに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、本件養殖施設に向かっていることに気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り入れ、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、豊島北西方沖を東進中、船長が、レーダーで豊島北東方沖に設置された養殖施設の場所を確認することに意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、本件養殖施設に向かっていることに気付かずに航行し、本件養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖施設が設置された海域を航行する場合、レーダーの画面調整を適切に行うとともに、GPSプロッターを併用して安全な速力で航行すること。</li> </ul>